

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>さいたま鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市原馬室字鉄砲宿三六四五番三 地先から同市原馬室字鉄砲宿三七一三番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年八月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年二月一日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第一号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長三九五・三五メートル</p>	<p>備考</p>